

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年11月から52年10月まで
昭和51年10月下旬から、勤務先であるA社が健康保険に加入させてくれた。この時、B共済年金には加入させてもらえず、引き続き国民年金に加入することとなったが、C市区町村は、「健康保険の加入と年金の加入はセットである。」との認識から、国民年金の加入を打ち切ってしまった。それまで、国民年金保険料は集金常会で納付していたが、集金常会における集金額が少なくなっていることから、国民年金の加入を打ち切られたことに気づき、51年12月にC市区町村役場に出向いて、C市区町村職員と押し問答の末、国民年金加入打ち切りを取り消してもらった。このため、51年10月の保険料はC市区町村役場で支払い、その後の期間の保険料は、義父を通じて集金常会で支払ってもらった。なお、集金常会で支払うお金は、例年夏のボーナス時期に、義父に渡していた。

申立期間について、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫も、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、「1年間の国民年金保険料額に相当する金銭を、夏期に義父に手渡し、義父が地区の集金常会で納付した。」と供述しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた地区においては、集金常会により国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる上、申立人が所有する金銭出納帳によると、昭和51年8月21日に2万円が申立人の義父に渡されていることが確認できることから、申立内容に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、「集金常会で私の国民年金保険料が集金されていないことに気付き、C市区町村役場に出向いた。氏名は覚えていないが、女性のC市区町村職員が対応し、その職員に対し、健康保険に加入していることを理由として国民年金の脱退の処理が行われたことについて猛抗議をした。」と供述しており、資格喪失の取消しをC市区町村に申し出た当時の状況を鮮明に記憶していることに加え、申立人が所持する昭和51年10月分の国民年金保険料納入通知書兼領収書によると、C市区町村役場内に実在した金融機関における51年12月14日付けの領収日付印が押されており、申立人が国民年金被保険者資格喪失の取消しを届け出るためにC市区町村役場へ出向いたとする時期と当C市区町村役場該保険料の納付時期とが一致していることから、その主張には信ぴょう性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和51年11月から52年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月から61年9月まで

昭和57年ごろ、A市区町村から、53年6月から57年ごろまでの期間の国民年金保険料が未納となっている旨の文書と納付書が郵送されてきたため、母親と一緒にA市区町村に出向き、約20万円の保険料を窓口で一括納付した。

昭和57年ごろ以降は、A市区町村から納付書が郵送され、その都度、自分で金融機関の窓口で納付し、途中から口座振替により納付していた。

申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年6月から55年2月までの期間については、申立人が20歳に到達する以前の期間であり、制度上、国民年金の被保険者とならない期間であることから、社会保険事務所（当時）やA市区町村が申立人に対し、国民年金保険料の納付書を送付したとは考え難く、当該期間の保険料納付は行えなかったと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和55年3月から57年ごろまでの期間については、申立人は、「昭和57年ごろにA市区町村から国民年金保険料が未納となっている旨の文書と納付書が届いたのでA市区町村に出向き、約20万円の保険料を一括納付した。」としているところ、オンライン記録によると、申立人は、昭和61年10月から平成元年1月までの保険料の合計額20万8,400円を元年1月から同年3月の間に3回に分けて納付していることが確認でき、申立人はこの納付を申立期間の納付と誤解している可能性が推測される。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和64年1月1日以降であることから、その時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人は昭和 53 年 6 月 1 日から現在まで同一住所地に居住していることから、申立期間中に別の国民年金手帳番号が払い出されていたとは考え難い上、55 年 3 月 1 日から 57 年 12 月 31 日までの国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立人は、「A 市区町村から納付書が郵送されてきたので、A 市区町村の窓口で国民年金の加入手続をし、同時に国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、A 市区町村は、「当時、過年度の納付書の発行や保険料の受領は行っていなかった。」と回答しており、申立人の供述と齟齬^{そご}がみられる。

このほか、A 市区町村が独自に構築している国民年金の被保険者記録によると、申立期間の保険料は未納となっている上、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案 336

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月まで

20 歳になったころ、国民年金の手続を行うよう連絡があったが、A 市区町村内でアパートを借り、B 学校に通っていたため、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を C 市区町村に住んでいた実母に任せていた。母の居住する地区は自治会集金による納付方法であったが、私の保険料だけは別に金融機関で納付していたと言っている。当時の領収書等は残っておらず、年金手帳ももらった記憶が無いが、母が納付していたことは確かである。

申立期間を国民年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、「昭和 63 年*月ごろ、申立人の国民年金の加入手続を C 市区町村役場で行った。」と供述しているが、申立人は、申立期間当時、A 市区町村で居住しており、C 市区町村で申立人の国民年金加入手続を行うことが可能であったとは考え難い上、C 市区町村は、「当時、申立人は A 市区町村で住民登録しており、C 市区町村に居住していないので、B 市区町村で申立人の国民年金の加入手続を受け付けることはできない。」と回答している。

また、オンライン記録から、申立人は、平成 7 年 10 月 16 日を国民年金被保険者資格取得日として、このころに国民年金に加入したものと考えられることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないほか、申立人が「申立期間当時、年金手帳ももらった記憶が無い。」と供述しているとおおり、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は、「C市区町村役場内にある金融機関の窓口で申立人の国民年金保険料を納付した。」と説明していること以外に、国民年金保険料の納付方法等について明確な供述が得られないことから、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であるほか、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から7年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から7年12月まで

県外で病気療養中の昭和62年1月ごろにA市区町村の担当者に電話をして「県外で病気療養中である。」と伝えると「窓口に来なくても国民年金保険料の申請免除の手続きをしておきます。」との回答であったので、病気が治癒するまでの期間、申請免除の手続きがされているものと思っていた。申立期間についても申請免除の期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、県外で病気療養中に、A市区町村に電話をして国民年金保険料の納付免除の申請を行ったとしているが、国民年金保険料の納付免除は、毎年度、国民年金保険被保険者からの申請に基づき行われるものである上、A市区町村は、申立期間当時、国民年金保険料の納付免除の申請がなされないまま、前年度に引き続き翌年度も国民年金保険料の納付免除を受けさせることはなかったと回答している。

また、申立期間は80か月と長期間であり、免除申請の手続きが毎年行われているにもかかわらず、これを社会保険庁(当時)が長期にわたり処理していないとは考え難い。

さらに、A市区町村が保管する国民年金被保険者名簿によると、「不 3/15 妻より連絡あり おらん」(前後の記載日から平成2年3月15日であると推測される)との記載があり、申立期間当時、申立人は不在処理されたことから、国民年金の被保険者資格喪失日平成元年5月1日と2年3月20日に記載されたことが国民年金被保険者名簿で確認でき、申立期間は未加入期間であったため、制度上、申立期間は申請免除を行うことができなかった上、申立期間当時別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情

も見当たらない。加えて、申立人が申立期間の保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料も無く、申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月 31 日から 14 年 11 月 15 日まで

A事業所における厚生年金保険の資格喪失日が平成12年5月31日となっているが、私はこの日をもって不当に解雇されており、それ以降の申立期間が厚生年金保険に未加入となっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA事業所が保管する雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）によると、申立人は、平成12年5月31日に自己都合により離職した記録となっている。

また、A事業所が保管する健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成12年5月31日となっており、オンライン記録と一致している上、同通知書の備考欄には、申立人が同年5月30日に退職したことを示す「5/30退職」との記載が確認できる。

さらに、A事業所は、「申立人は、平成12年5月30日に当社を退職した。そのため、申立期間については給与を支給しておらず、給与から厚生年金保険料を控除することもしていない。また、別途、厚生年金保険料を支払ってもらったことも無かった。」と供述している。

加えて、B市区町村の記録によると、申立人は、平成12年6月27日に届出をし、さかのぼって同年5月31日から国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 21 日から同年 7 月 27 日まで
② 昭和 47 年 9 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

申立期間①においてA都道府県立B校にC職種として、また、申立期間②においてD市区町村立E校（現在は、F市区町村立E校）にG職種として勤務していた。各事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうか証明できないが、E校では健康保険被保険者証をもらった記憶がある。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A都道府県教育委員会が保管する人事異動通知書の控え及びA都道府県立B校の回答から、申立人が同校に産休補充の臨時任用職員であるC職種として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A都道府県教育委員会は、「都道府県立学校に勤務する臨時任用職員の厚生年金保険の加入については、現在は、当委員会が定めた基準に基づき、各学校で判断することとしているが、申立期間当時の取扱いについては、関連資料が残っておらず、分からない。」と回答している。

また、A都道府県立B校は、「申立期間当時の資料が、保存期限経過のため、廃棄済みとなっており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している上、申立期間当時、A都道府県立B校に勤務していた5人の同僚に照会しても、申立人に係る厚生年金保険の加入の取扱い及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、A都道府県立B校に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②については、A都道府県教育委員会が保管する人事異動通知書の控え及びA都道府県教育庁H教育事務所の回答から、申立人がD市区町村立E校に病休補充の臨時任用職員であるG職種として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A都道府県教育委員会は、「公立の小中学校に勤務する臨時任用職員の厚生年金保険の加入については、現在は、当委員会が定めた基準に基づき、A都道府県の各教育事務所で判断することとしているが、申立期間当時の取扱いについては、関連資料が残っておらず、分からない。」と回答している。

また、A都道府県教育庁H教育事務所は、「申立期間当時の資料が、保存期限経過のため、廃棄済みとなっており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している。

さらに、申立期間当時、D市区町村の別の小学校に勤務していたとする者は、「G職種として勤務していた昭和47年4月1日から48年3月31日までの期間については、公立学校共済組合に加入していたが、A都道府県教育庁I教育事務所が管轄する中学校に産休補充の後任として勤務していた同年9月から同年12月までの期間については、厚生年金保険に加入できず国民年金に加入していた。」と供述しているところ、公立学校共済組合J支部によると、当該G職種は、昭和47年4月1日から48年3月31日までの任用期間について、公立学校共済組合に加入しているほか、オンライン記録によると、同年4月から49年3月までの期間は国民年金に加入し、現年度において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A都道府県教職員名簿から、昭和54年3月以前にA都道府県教育委員会で採用となりA都道府県教育庁K教育事務所及びA都道府県教育庁I教育事務所が管轄する小中学校で勤務していたことが確認できる臨時任用職員4人（C職種及びL職種）は、「昭和54年3月以前に小中学校に勤務していた時は、厚生年金保険に加入できなかったが、同年4月以降に小中学校に勤務した時には厚生年金保険に加入できるようになった。」と供述している。また、A都道府県教育庁K教育事務所及びA都道府県教育庁I教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、当該4人は同年3月以前において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、オンライン記録から、当該期間について国民年金に加入し、現年度において国民年金保険料を納付していることが確認できることなどから判断すると、A都道府県教育庁K教育事務所（現在は、A都道府県教育庁H教育事務所）及びA都道府県教育庁I教育事務所においては、臨時任用職員に係る取扱いについて、同年3月以前については、おおむね1年及び1年を超える任用の場合公立学校共済組合に加入させることはあっても、1年に満たない任用の場合公立学校共済組合及び厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

その上、A都道府県教育庁H教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の氏名は確認できず、整理番号

に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたとを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月 25 日から 32 年 5 月 1 日まで
申立期間は、A社（後の、B社）に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述により、申立人が、期間の特定はできないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所整理記号払出簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、申立期間以後の昭和 36 年 7 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人及びA社の従業員の供述によると、申立期間当時、A社は特定機器の販売修理業を営む、従業員 5 人以上の個人事業所であったことがうかがえることから判断すると、厚生年金保険の適用事業所に該当する要件を備えていたものと推認されるが、当該従業員は「申立期間当時、A社は社会保険に加入していなかった。」と供述しており、別の従業員は「私の先輩であった申立期間当時の従業員に聞いたところ、当時、A社は社会保険に加入していなかったため、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。申立期間当時、申立人のみが厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難いとのことであった。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、前述のいずれの同僚も、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 36 年 7 月 1 日において、初めて厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、同日以前に申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

さらに、商業登記簿から、B社は平成 21 年 1 月 20 日に解散していることが確認できる上、申立期間当時のA社の役員及び申立人が名前を挙げた同僚は故人又は所在不明となっていることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入の取扱い及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。